

## 児童クラブ利用について

### 【ご意見要旨】

長期休み期間の小学生の児童クラブ利用についてお願いしたくメールいたします。

通常、父親は出社、母親（私）は在宅または出社で仕事をしています。夏休み期間について上記条件にて児童クラブの利用承諾を得ました。

ところがコロナ禍のため私は原則在宅勤務となり、教育委員会に確認したところ、親が在宅の場合は勤務日であっても児童クラブは利用できない、との回答でした。違いは勤務場所が自宅かオフィスかということだけです。業務量が多く集中力を求められることから、仕事中は正直、子供の相手ができる状態ではありません。子供にも申し訳なく、また、私はアルバイト勤務のため時給に見合うアウトプットを出し続けないと今後の契約にも関わります。

現在夫婦ともに在宅勤務の方も多いと思います。このような状況であっても児童クラブの利用は認められないのでしょうか？働き方の多様化が進む現在の状況にこの制度はそぐわないと強く感じます。現状のままでは利用キャンセルの連絡をせざるを得ないのででしょうか。勤務証明も提出していますし、会社に電話していただいても構わないので正當に利用できるようになることを強く希望します。

### 【回答要旨】

このたびは、児童クラブの利用に関して、不適切な回答があったことにつきまして、お詫び申し上げます。

児童クラブの入級対象者につきましては、「市立の小学校に在籍する児童で、保護者等の就労、傷病、死亡、その他の理由により、監護を受けられない児童」としており、在宅勤務においても、ご事情により児童の監護が出来ない場合には、児童クラブをご利用いただけます。

職員に対しては、改めて課内での共通理解を図るとともに、市民の皆様のお話をよく伺い、ご事情にあった適切な回答をするよう指示いたしました。

(令和3年 7月回答)